

第6期小野市障がい福祉計画

第2期小野市障がい児福祉計画

令和3年3月

小 野 市

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
5	計画の理念	2
第 2 章	障がいのある人の状況	4
1	総人口の状況	4
2	身体障害者手帳所持者数の状況	5
3	療育手帳所持者数の状況	6
4	精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	6
第 3 章	障がい福祉計画	
1	令和 5 年度における成果目標	9
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行	9
(2)	精神障がい者を地域全体で支える体制の構築	10
(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	10
(4)	福祉施設から一般就労への移行	11
(5)	相談支援体制の充実・強化等	12
(6)	障害福祉サービス等の質の向上	12
2	障がい福祉サービスの見込量と確保方策	13
(1)	訪問系サービス	13
(2)	日中活動系サービス	14
(3)	居住系サービス	16
(4)	相談支援	17
3	地域生活支援事業の見込量と確保方策	18
(1)	理解促進事業・啓発事業	18
(2)	自発的活動支援事業	18
(3)	相談支援事業	19
(4)	成年後見制度利用支援事業	20
(5)	成年後見制度法人後見支援事業	20
(6)	意思疎通支援事業	21
(7)	日常生活用具給付等事業	22

(8)	手話奉仕員養成研修事業	23
(9)	移動支援事業	23
(10)	地域活動支援センター事業	24
(11)	その他の事業（任意事業）	25
①	日中一時支援事業	25
②	社会参加支援事業	26
③	更生訓練費給付事業	27
第 4 章	障がい児福祉計画	28
1	令和 5 年度における成果目標	28
2	障がい児支援事業の見込み量と確保方策	29
第 5 章	計画の推進	32
1	推進基盤の整備	32
2	計画の点検・評価	32
第 6 章	資料編	35
1	小野市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱	35
2	小野市障がい福祉計画等策定委員会 委員名簿	37
3	本市の相談窓口及び障がい福祉サービス提供事業所一覧	38

インクルージョンおのプランとは？

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがお互いをかけがえのないものと認め合い、共存・共生しながら包み込まれる（インクルージョン）まちをめざす計画として、この計画の愛称を「インクルージョンおのプラン」としています。

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障がいのある人への支援に関する制度や施策の考え方は近年大きく変化しています。平成 23 年の障害者基本法の大幅な改正においては「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられ、障がいのある人への支援に関連する法律すべてに通じる基本目標とされました。

福祉サービスにおいては、平成 15 年度に「措置制度」が「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになり、サービス提供体制の拡充が図られました。

また、障がい福祉サービス等の対象に難病患者等が含まれることになったほか、平成 24 年 4 月には児童福祉法が一部改正され、障がいのある児童を対象とした福祉サービスの体系が見直しされ、身近な地域で支援が受けられるよう障がい児支援の強化が図られ、平成 30 年 4 月からは、障がいのある児童のサービス提供体制の計画的な構築が進められています。

小野市では、「第 6 期小野市障がい福祉計画」「第 2 期小野市障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがお互いをかけがえないものと認め合い、共存・共生しながら包み込まれる（インクルージョン）まちをめざします。

2 計画の位置づけ

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」を含むものとして策定するものであり、障がい児福祉サービスに関わる提供体制の確保や必要な見込み量等について、計画的に整備するためのものです。

また、これらの計画は、「第 3 次小野市障がい者計画」とともに、「おの総合計画」の障がい福祉分野の計画として位置づけ、本市の関連計画である「小野市地域福祉計画」「小野市高齢者福祉計画」などの各種計画と整合性を保ったものとしします。



3 計画の期間

小野市障がい福祉計画及び小野市障がい児福祉計画の各種福祉サービスについて、短期、中期的なサービス見込量を算出する必要があることから、3年ごとに見直しを行っています。

これらの計画では、平成29年度に策定した計画の見直しを行い、令和3年度から令和5年度までの施策等を定めます。

計画名	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
小野市障がい者計画	第3次					
小野市障がい福祉計画	第5期			第6期		
小野市障がい児福祉計画	第1期			第2期		

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、小野市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱に基づき、学識経験者、障がい者団体等の関係者及び行政関係者など16名で構成する小野市障がい福祉計画等策定委員会を設置し、現状分析、計画案を審議し、その意見を踏まえた上で策定します。

5 計画の理念

この計画では、「小野市障がい者計画」と整合を図りつつ、障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるように定めた障害者総合支援法の基本的理念に基づき、計画の推進を図ります。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象範囲を、身体障がい、知的障がい及び精神障がい

並びに難病患者等のある方で、18 歳以上の人並びに障がいのある児童とし、サービスの充実を図ります。発達障がい及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして、法に基づく給付の対象とし、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

（３）施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、計画的に推進します。

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童及びその家族に対し、早い段階から身近な地域で支援できるよう、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図り、地域における支援体制の構築を図ります。



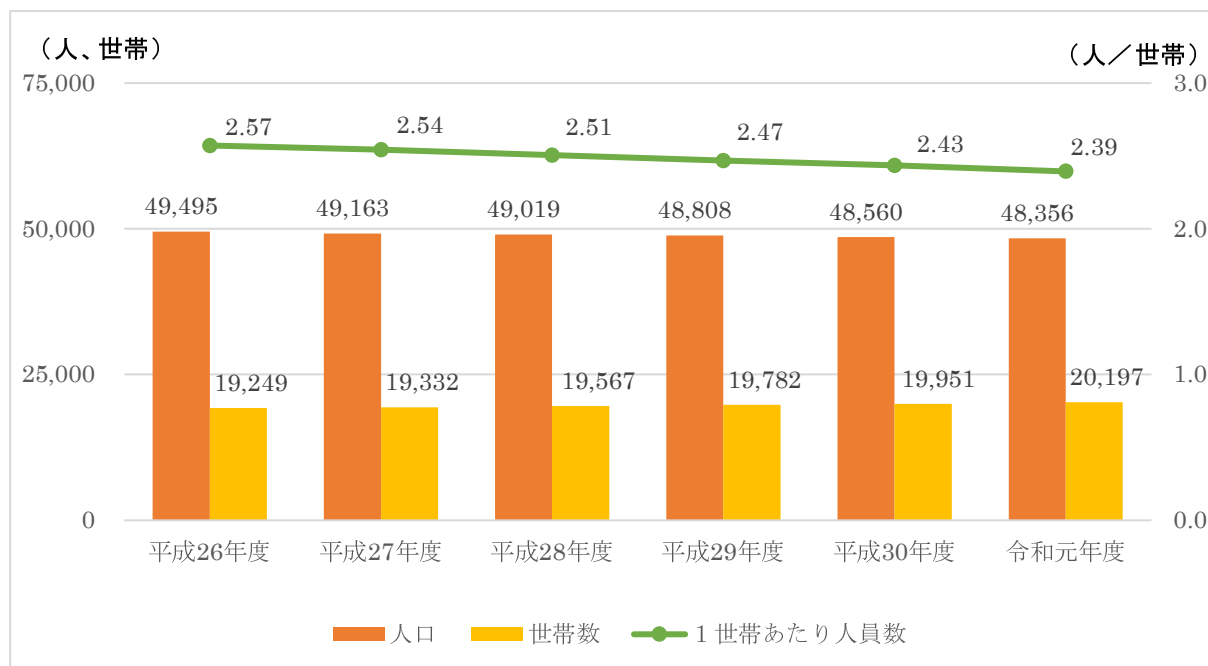
第2章 障がいのある人の状況

1 総人口の状況

小野市の総人口は、ほぼ横ばい状態であり、令和2年3月31日現在、48,356人となっています。

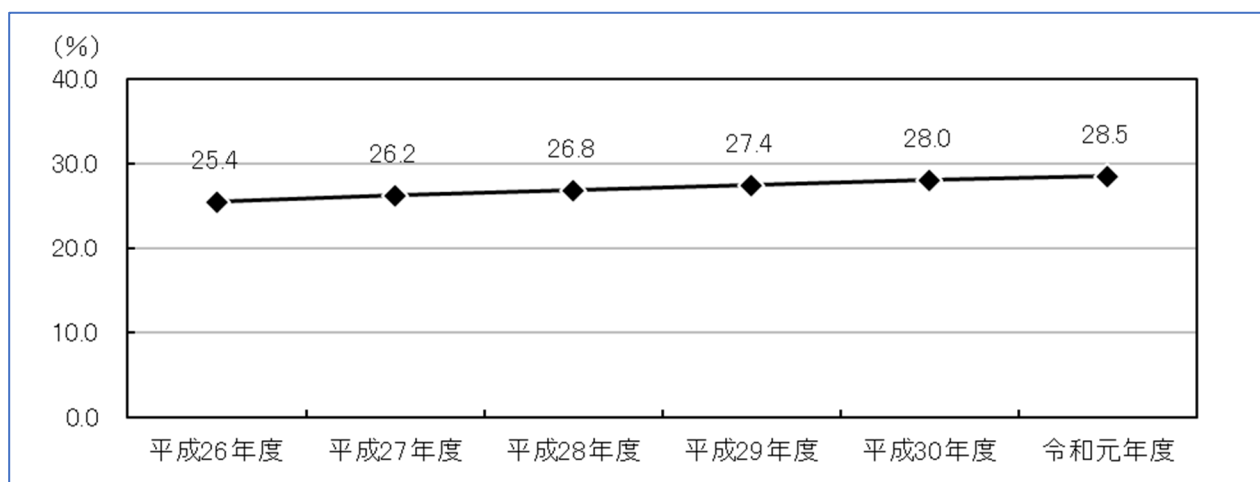
また、構成年齢の内訳を見ると、65歳以上の高齢人口が急増し、高齢化率も上昇を続けており、令和元年度では28.5%となっています。

◆小野市の総人口の推移



資料：市ホームページ（各年度末現在）

◆小野市の高齢化率の推移



資料：市ホームページ（各年度末現在）

2 身体障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者障害種別構成比

各年度3月31日現在

単位: 人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
手帳所持者数	1,907 (34)	1,893 (36)	1,868 (37)	1,843 (41)	1,815 (39)	1,791 (38)
1級	561 (17)	544 (17)	556 (20)	555 (21)	547 (21)	545 (19)
2級	280 (4)	280 (3)	274 (2)	278 (5)	271 (5)	268 (4)
3級	294 (6)	295 (5)	288 (5)	280 (4)	276 (4)	266 (5)
4級	495 (2)	492 (5)	469 (5)	458 (6)	452 (6)	447 (7)
5級	138 (0)	140 (1)	140 (1)	132 (1)	132 (1)	134 (1)
6級	139 (5)	142 (5)	141 (4)	140 (4)	137 (2)	131 (2)

()は障害児再掲

身体障害者手帳所持者障害種別構成比

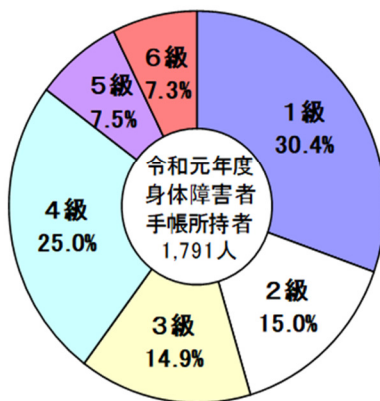
各年度3月31日現在

単位: 人

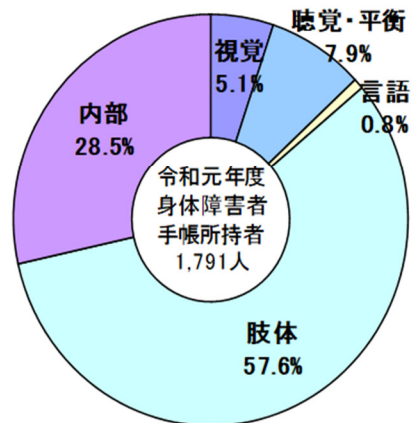
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
手帳所持者数	1,907 (34)	1,893 (36)	1,868 (37)	1,843 (41)	1,815 (39)	1,791 (38)
視覚	103 (2)	108 (2)	100 (3)	99 (3)	100 (3)	92 (2)
聴覚・平衡	162 (8)	162 (9)	157 (7)	151 (6)	148 (6)	142 (6)
言語	15 (0)	16 (0)	17 (0)	16 (0)	16 (0)	15 (0)
肢体	1,163 (16)	1,139 (15)	1,125 (18)	1,101 (21)	1,061 (21)	1,032 (21)
内部	464 (8)	468 (10)	469 (9)	476 (11)	490 (9)	510 (9)

()は障害児再掲

身体障害者手帳所持者等級別構成比



身体障害者手帳所持者障がい種別構成比



3 療育手帳所持者数の状況

療育手帳所持者等級別構成比

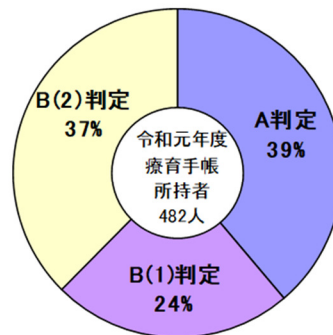
3月31日現在

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
手帳所持者数	419 (147)	437 (144)	450 (144)	481 (162)	471 (158)	482 (157)
A	177 (30)	181 (30)	181 (29)	191 (35)	191 (37)	187 (36)
B(1)	109 (26)	113 (25)	114 (18)	119 (21)	114 (20)	114 (118)
B(2)	133 (91)	143 (89)	155 (97)	171 (106)	166 (101)	181 (103)

()は障害児再掲

療育手帳所持者等級別構成比



4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者等級別構成比

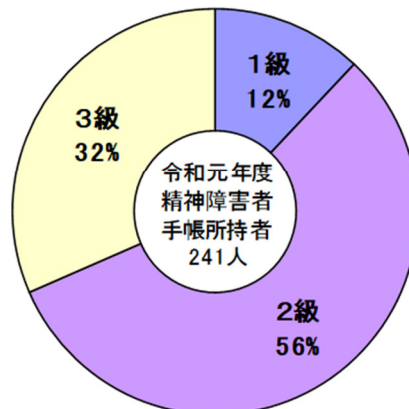
3月31日現在

単位：人

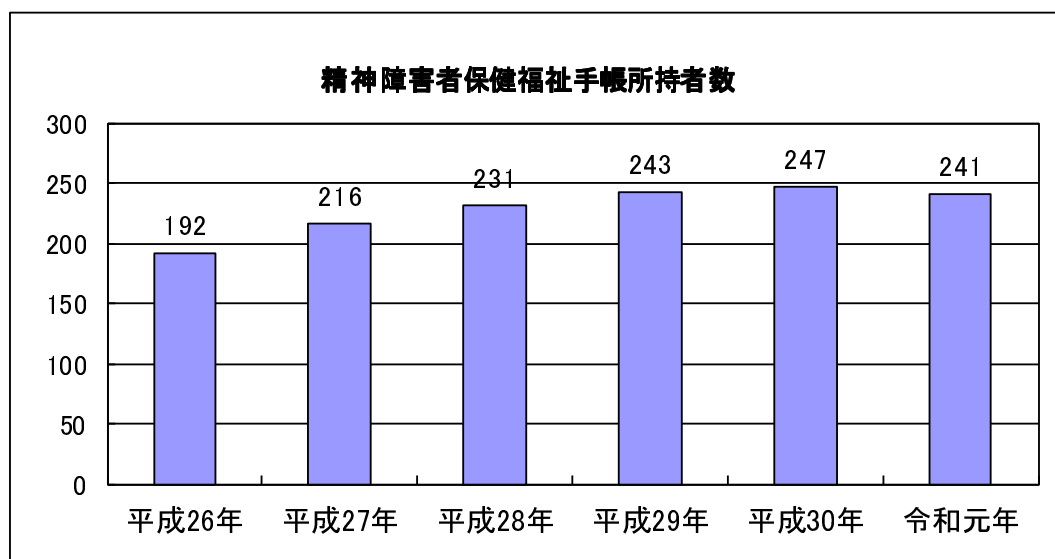
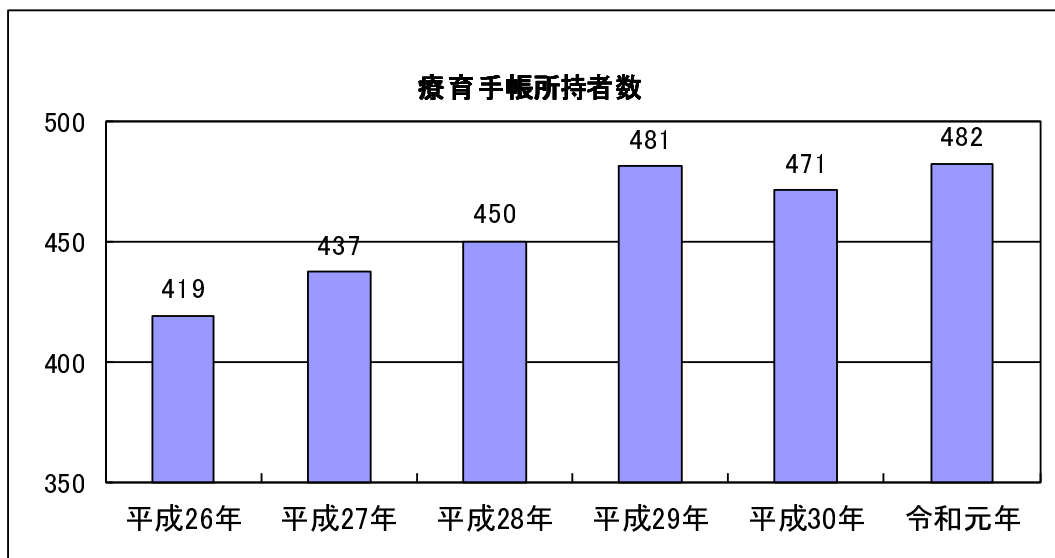
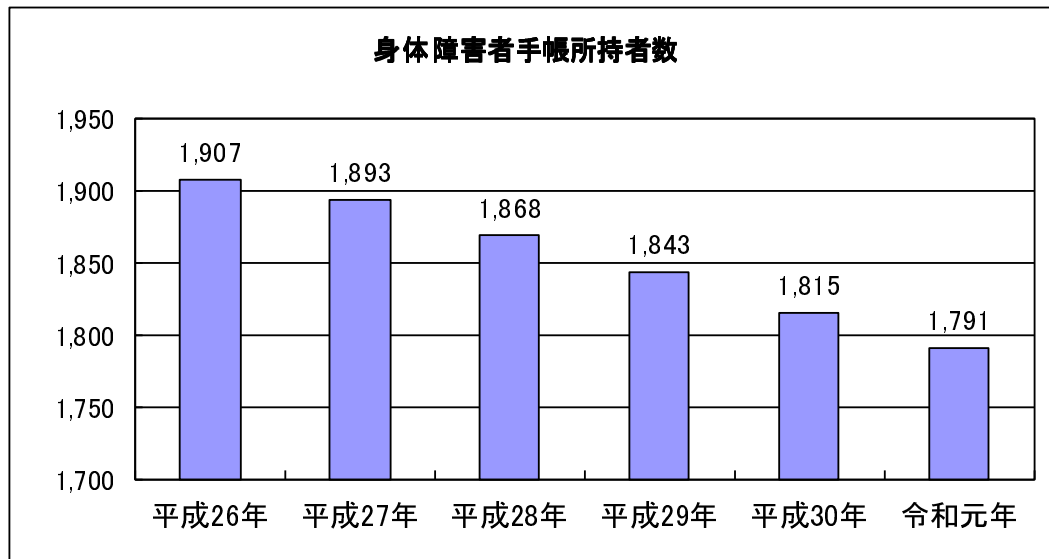
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
手帳所持者数	192	216 (0)	231 (0)	243 (0)	247 (0)	241 (0)
1級	25	25 (0)	26 (0)	29 (0)	29 (0)	29 (0)
2級	116	130 (0)	131 (0)	129 (0)	138 (0)	136 (0)
3級	51	61 (0)	74 (1)	85 (0)	80 (0)	76 (0)

()は障害児再掲

精神障害者保健福祉手帳所持者等級別構成比



◆障害者手帳所持者数の推移

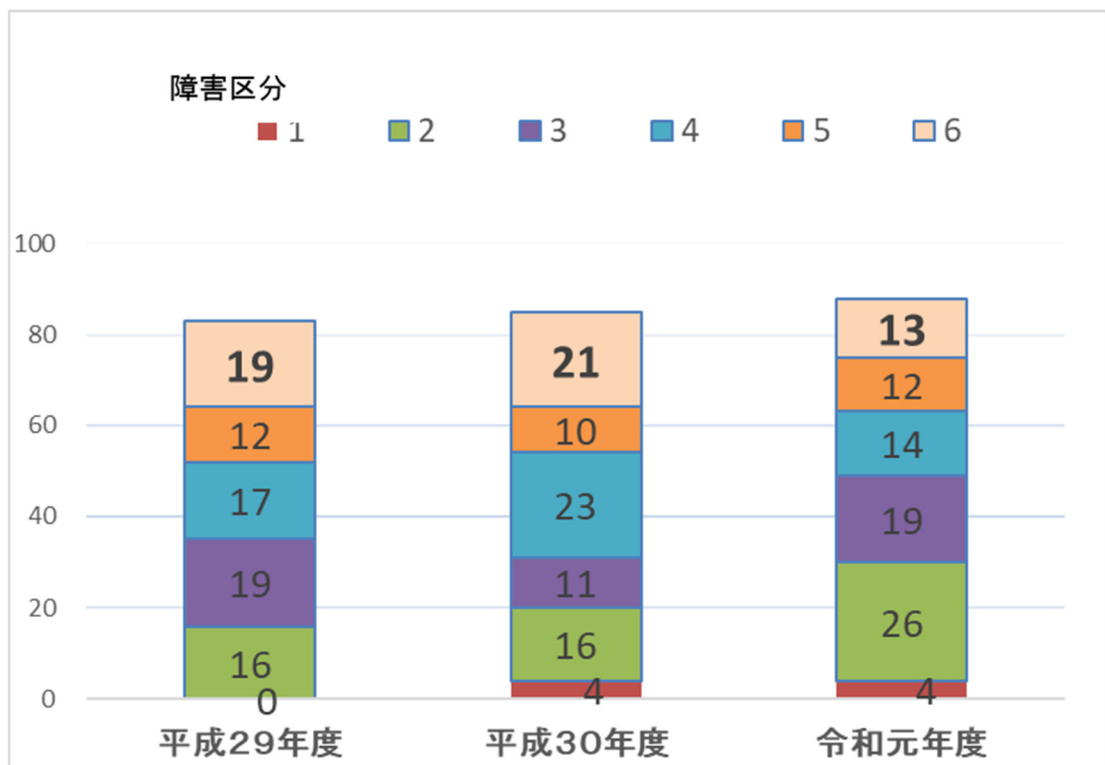


◆障害支援区分の認定状況

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
審査人数	83	85	88
非該当	0	0	0
1	0	4	4
2	16	16	26
3	19	11	19
4	17	23	14
5	12	10	12
6	19	21	13

各年度3月31日現在



第3章 障がい福祉計画

1. 令和5年度における成果目標

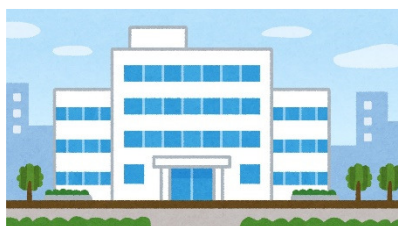
本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援等に関する目標について、令和5年度を最終目標年度として設定しています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国・県の指針	○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。(R2～R5(4年累計)) ○令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。
本市の指針	○地域生活移行者の増加については、令和元年度の実績を踏まえ、国の指針に基づいた目標値とし、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を促進します。 ○施設入所者については、令和元年度の実績や今後の動向も鑑みながら、国・県と同程度の目標値としています。

■成果目標

項目	数値	考え方
施設入所者(A)	53人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標年度】 令和5年度施設入所者(B)	51人	令和5年度末の利用者数見込み
【令和5年度目標値】 地域生活移行者数(C)	4人	地域生活に移行した人の目標値
	7.5%	$(C) \div (A) \times 100$
【令和5年度目標値】 施設入所者の減少数	2人	$(A - B)$
	3.7%	$(A - B) \div (A) \times 100$



（２）精神障がい者を地域全体で支える体制の構築

国・県の指針	○精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を３１６日以上とする。 ○令和５年度末の精神病床における１年以上の長期入院患者数の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。 ○精神病床の退院率を、入院後３か月時点で６９％、入院後６か月時点で８６％、入院後１年時点で９２％以上とする。
本市の指針	○精神障がい者が地域の一員として安心して暮らせるよう、包括的な支援を行える体制を構築します。 ○既存の会議を利用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

■成果目標

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
精神病床から退院後 １年以内の地域にお ける生活日数	人				【目標】平均 316 日		
	地域における 生活日数						
保健・医療・福祉関 係者による協議の場 の設置	設置の有無	0	0	1	1	1	1
	開催回数	0	0	2	2	2	2

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国・県の指針	○障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、令和５年度末までに各市町村または各圏域に１つ整備以上確保する。 ○機能充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討する。
本市の指針	○障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援の体制を構築します。 ○近隣市町の状況を鑑みながら、令和５年度末までに地域生活支援拠点等を整備します。

■成果目標

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域生活支援拠点 の整備	整備個所数		0	1	1	1	1
機能の充実	検証・検討の 実施回数				1	1	1

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針	○令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。 ○就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業の移行者数の目標値を、それぞれ令和元年度実績の1.3倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指す。 ○就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。 ○令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用する。
県の指針	○令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。 ○就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。 ○令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用する。
本市の指針	○一般就労への移行者数については、令和元年度の実績をもとに目標値の設定を行っています。 ○障がいのある人の就労については重要な課題と位置づけ、各目標の達成に向けて、引き続き、支援の充実や環境の整備に取り組みます。

■成果目標

項 目	数値	考え方
一般就労への移行者 (A)	6 人	令和元年度の一般就労への移行者数
福祉施設から就労への移行者数 (B)	【目標】 9 人	就労移行支援事業等を通じて令和5年度までに一般就労に移行する人数
	1.5 倍以上	(B) / (A)
(うち就労移行支援事業)	6 人	(A) の 130%
(うち就労継続支援 A 型)	2 人	(A) の 126%
(うち就労継続支援 B 型)	1 人	(A) の 123%
就労定着支援事業の就労定着率 (就労定着支援事業所割合)	【目標】 70%	令和5年度における就労定着支援事業による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上
就労定着支援事業の利用者数 (就労定着支援事業所の利用者割合)	【目標】 70%	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用。

（５）相談支援体制の充実・強化等

国の指針	○令和５年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。
県の指針	○基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援実施機関を設置する。
本市の指針	○相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保します。

■成果目標

項 目	単位	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
総合的・専門的な相談支援の実施	人	230	230	230
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	20	20	20
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件	12	12	12
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	4	4	4

（６）障害福祉サービス等の質の向上

国の指針	○令和５年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。
県の指針	○サービスの質の向上を図るための体制を構築する。
本市の指針	○既存のシステム等活用し、福祉サービス等の利用状況を分析し、適正化を図ります。 ○近隣市町と情報共有し、適正な運営を行う事業所を確保します。

■成果目標

項 目	単位	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
サービスの質の向上を図るための体制確保	有無	有	有	有
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市職員に対して実施する研修の参加人数	人	1	2	2
自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制	有無	有	有	有

2. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

■ 内容

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより常に介護を必要とする人に対して、自宅または入院中の医療機関にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動が困難な視覚障がいのある人に、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■ 見込量

サービス名	単位		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護	総利用時間	時間/月	526	530	515	530	530	530
	実利用者	人/月	42	47	50	50	50	50
	事業所数	箇所	4	3	2	2	2	2
重度訪問 介護	総利用時間	時間/月	198	210	150	130	130	130
	実利用者	人/月	3	3	3	2	2	2
	事業所数	箇所	2	2	2	2	2	2
同行援護	総利用時間	時間/月	74	61	20	70	70	70
	実利用者	人/月	6	7	5	7	7	7
	事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1
行動援護	総利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
	事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0
重度障害 者等包括 支援	総利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
	事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0
合計	総利用時間	時間/月	798	801	685	730	730	730
	実利用者	人/月	51	57	58	59	59	59
	事業所数	箇所	7	6	5	5	5	5

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

居宅介護をはじめとする各訪問系サービスは、利用者のニーズに対応できるようサービス提供体制を充実します。

また、ヘルパーの確保のため、養成に努めるとともに、事業所の参入を促す情報提供等を行い、必要なサービス量を確保します。

（２）日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（Ａ型：雇用型、Ｂ型：非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。



■見込量

サービス名		単位		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期 入所	福祉型	延利用者	人日/月	74	75	40	70	90	90
		実利用者	人/月	17	17	20	20	20	20
		事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	医療型	延利用者	人日/月	58	47	40	40	40	40
		実利用者	人/月	11	10	10	10	10	10
		事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1
生活介護		延利用者	人日/月	1,242	1,922	2,100	2,100	2,100	2,100
		実利用者	人/月	100	104	105	105	105	105
		事業所数	箇所	5	6	6	5	5	5
自立訓練 （機能訓練）		延利用者	人日/月	1	30	60	60	60	60
		実利用者	人/月	1	2	4	4	4	4
自立訓練 （生活訓練）		延利用者	人日/月	1	20	20	20	20	20
		実利用者	人/月	1	1	1	1	1	1
就労移行支援		延利用者	人日/月	100	128	150	150	150	150
		実利用者	人/月	6	7	10	10	10	10
就労継続 支援A型		延利用者	人日/月	905	844	820	810	800	800
		実利用者	人/月	43	43	43	40	40	40
就労継続 支援B型		延利用者	人日/月	2,076	2,271	2,450	2,500	2,600	2,700
		実利用者	人/月	124	137	150	160	170	180
		事業所数	箇所	9	10	10	10	10	10
就労定着支援		実利用者	人/月	0	0	1	2	2	2
療養介護		実利用者	人/月	20	21	21	21	21	21

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

日中活動系サービス全般について、第 5 期計画期間中のサービスの利用状況や事業所の動向、福祉施設から一般就労への移行等の状況、利用者のニーズ等を踏まえながら必要量を見込んでおり、今後も必要量を確保します。

自立訓練については、機能訓練、生活訓練とも制度上、利用時間が限定されていることから、必要最小限の見込量としています。

就労移行支援や就労継続支援、平成 30 年度から創設された就労定着支援については、利用者の自立した生活を支えることができるよう、福祉施設と関係機関、企業等の連携のもと、サービスの提供体制の確保に努めます。

療養介護については、医療を必要とする人で常時介護が必要な重度心身障がい児者が対象となり、必要量を見込んでいます。

短期入所については、福祉施設や精神科病院からの地域移行や、緊急時や介護者のレスパイトケアによるニーズを踏まえながら、第 5 期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

(3) 居住系サービス

■ 内容

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■ 見込量

サービス名	単位		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	実利用者 (うち精神障害者)	人/月	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		人/月	22	22 (4)	23 (5)	40 (10)	40 (10)	40 (10)
		定員数 (整備見込)	16	16	16	26	26	26
		事業所数	1	1	1	2	2	2
施設入所支援	実利用者	人/月	52	53	53	53	52	51

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■ 見込量の考え方及び確保のための方策

自立生活援助については平成 30 年度から新たに創設されたサービスであり、入所施設等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人のニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備を図ります。

共同生活援助については、地域生活への移行をめざす中において重要な居住拠点であるため、潜在的なものも含め、利用者のニーズに対応できるよう、専門スタッフの配置に努めるとともに、関係機関や事業所との連携を強化しながら、今後も場所の確保に取り組めます。

また、施設入所支援については、福祉施設から地域生活への移行に関する成果目標を踏まえた目標量としています。引き続き、施設入所が必要な人の状況やニーズを把握しながら、必要なサービス量を確保します。

(4) 相談支援

■ 内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の人等を対象に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■ 見込量

サービス名	単位		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談 支援	実利用者	人/月	70	76	80	90	100	100
	事業所数	箇所	6	8	7	8	8	8
地域移行 支援	実利用者	人/月 (うち精神障害者)	1	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0
地域定着 支援	実利用者	人/月 (うち精神障害者)	0	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0

※平成30・令和元年度は実績、令和2～5年度は見込み

■ 見込量の考え方及び確保のための方策

今後、施設入所者は減少していく方向性等を踏まえながら、第5期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

また、相談支援事業所数が不足していることから、相談支援事業所の確保に努めるとともに、サービス提供事業所のアセスメントや基本情報を共有することにより、サービス利用計画の作成を促進します。

さらに、施設入所及び精神科病院に入院している人を地域移行するための相談支援や、一人暮らしに移行した人への相談支援について、必要量を見込んでいます。



3. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

■ 内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去を目的として、地域住民を対象に障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

■ 見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■ 見込量の考え方及び確保のための方策

障がいのある人への理解を促進し、地域における各種交流活動につなげるため、引き続き、各種啓発活動等を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

■ 内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■ 見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■ 見込量の考え方及び確保のための方策

第 5 期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

障がいのある人が身近な地域で安心して生活できるよう、地域にある資源と連携して自発的な活動を働きかけるなど、地域の団体等が自発的に行う活動を支援します。

(3) 相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源の活用（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護に必要な援助、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行への取組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	障がいのある人に、一般の賃貸住宅の入居契約の手続きや生活の課題を、関係機関から支援を受けれるよう調整を行います。

■見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

障がい福祉サービス利用者への計画相談の導入や個別に合わせた相談支援の充実を踏まえ、相談支援サービス実施事業所を支援します。

基幹相談支援センターについては、第6期計画期間中の実施に向けて引き続き検討を進め、基幹相談支援センター等機能強化事業については、継続して実施します。

住宅入居等支援事業についても、障がいのある人の地域生活への移行・定着のため、第6期計画期間中の実施に向けて、環境整備も含め引き続き実施方法等を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■ 内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

■ 見込量

サービス名	単位		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用 見込者数	人	0	1	0	1	1	1

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■ 見込量の考え方及び確保のための方策

第 5 期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

障がいのある人が安全・安心な日常生活を送ることができるよう、成年後見制度や障害者権利擁護支援などの有効活用について、サービスをさらに周知しながら、成年後見人制度の利用が必要な障がいのある人を支援します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■ 内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制づくり、必要に応じた専門職による支援体制の構築などを行います。

■ 見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■ 見込量の考え方及び確保のための方策

第 5 期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

法人後見支援に対する理解と周知に取り組みながら、成年後見制度における法人後見活動を支援します。

(6) 意思疎通支援事業

■ 内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。

■ 見込量

サービス名	単位		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用 見込件数	回/年	111	114	120	130	130	130
手話通訳者設置事業	設置見 込者数	人	1	1	0	1	1	1

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■ 見込量の考え方及び確保のための方策

第 5 期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

合理的な配慮に対応するための体制づくりとともに、障がいのある人との意思疎通をさらに円滑に行えるよう、手話通訳者や要約筆記者の養成を進めることで、今後も必要量を確保します。



(7) 日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意思疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための以下の用具を給付または貸与します。 ①特殊寝台、特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド等 ②入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等 ③透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等 ④点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等 ⑤ストマ装具、紙おむつ等、収尿器 ⑥障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護・訓練支援用具	給付等 見込件数 件/年	3	2	2	2	2	3
自立生活支援用具	給付等 見込件数 件/年	9	2	10	10	12	12
在宅療養等支援用具	給付等 見込件数 件/年	3	4	8	8	9	10
情報・意思疎通支援用具	給付等 見込件数 件/年	4	1	10	10	12	12
排泄管理支援用具	給付等 見込件数 件/年	885	967	1,000	1,000	1,000	1,000
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等 見込件数 件/年	0	2	5	5	5	6
合計	給付等 見込件数 件/年	904	978	1,035	1,035	1,040	1,043

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

第 5 期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

障がいのある人が自力で在宅生活を営めるよう、各用具に関する情報を提供し、普及を促進するとともに、引き続き、必要な日常生活用具を給付します。

（８）手話奉仕員養成研修事業

■ 内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進や広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。 また、小野市では、手話通訳及び要約筆記に必要な技術を習得した手話通訳者及び要約筆記者を養成する事業も実施しています。

■ 見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話奉仕員 養成研修事業	実養成講習修了見込み者数 人	13	0	10	20	20	20

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■ 見込量の考え方及び確保のための方策

第 5 期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

手話奉仕員養成研修の周知及び開催を行うとともに、受講者については手話通訳者養成研修の受講へと積極的につなげ、手話通訳者の人材を確保します。

（９）移動支援事業

■ 内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

■ 見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	実利用見込者数 人/年	18	20	5	15	20	20
	延利用見込時間数 時間/年	1,141	952	100	900	1,200	1,200

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■ 見込量の考え方及び確保のための方策

第 5 期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

障がいのある人の社会参加の促進に加え、障がい児者の自立に向けて、事業所やヘルパーの確保を進め、外出を支援します。

(10) 地域活動支援センター事業

■ 内容

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■ 見込量

サービス名	単位		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市内事業所	実施見込 箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用見 込者数	人/年	11	16	5	10	10	10
他市町事業所	実施見込 箇所数	箇所	3	4	2	2	2	2
	実利用見 込者数	人/年	4	8	4	4	4	4

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■ 見込量の考え方及び確保のための方策

第 5 期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

専門的職員の配置や人材の育成を支援し、質の向上と必要量の確保に努めるとともに、サービスの周知と利用の促進に取り組みます。



(11) その他の事業（任意事業）

①日中一時支援事業

■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人に対して生活介護事業所などで日中活動の場を提供する事業です。
障がい児タイムケア事業	障がいのある児童（小学生から高校生まで）に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇期間中における活動の場を提供する事業です。

■見込量

サービス名	単位		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日中一時支援 事業	利用 事業所	箇所	2	2	2	2	3	3
	利用 回数	回/年	1,335	1,334	800	900	1,300	1,300
	実利用 者数	人/月	38	37	30	35	40	40
障がい児 タイムケア事業	利用 事業所	箇所	2	1	1	1	1	1
	利用 回数	回/年	1,211	1,033	1,000	1,000	1,000	1,000
	実利用 者数	人/月	8	7	6	6	6	6

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

第 5 期計画期間中の実績値や放課後等デイサービス等の利用状況を踏まえながら、必要量を見込んでいます。

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、見守り及び日常的な訓練等を行います。また、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的に実施し、障がいのある人及びその家族を支援します。

②社会参加事業

■内容

サービス名	内容
障がい者スポーツ大会開催事業	スポーツ活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、障がい者スポーツ大会を開催する事業です。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、地域生活をする上で必要度の高い市広報などの情報を定期的に点訳・音声訳し、提供する事業です。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人に対して、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

■見込量

サービス名	単位		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい者スポーツ大会開催	実施回数	回/年	1	1	0	1	1	1
	参加人数	人/年	238	224	0	220	220	220
点字・声の広報等発行	発行回数	回/年	34	34	34	34	34	34
	発行部数	部/回	43	43	43	43	43	43
自動車運転免許取得・改造助成	助成件数	件/年	0	0	0	1	1	1
			1	3	2	3	3	3

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

※自動車運転免許取得・改造助成…上段：運転免許助成、下段：改造助成

■見込量の考え方及び確保のための方策

第 5 期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

障がいのある人の社会参加や地域生活、外出を支援するため、スポーツ大会等の開催支援やわかりやすい情報の発信、免許の取得や自動車の改造を助成します。



③更生訓練費給付事業

■内容

サービス名	内容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業等を行う施設に入所または通所している障がいのある人に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

■見込量

サービス名	単位		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
更生訓練費 給付事業	実利用者数	人/年	7	9	8	9	9	9

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

第 5 期計画期間中の実績値をもとに必要量を見込んでいます。

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人のニーズの把握に努め、障がいのある人の就労移行、自立訓練を引き続き支援します。



第4章 障がい児福祉計画

1. 令和5年度における成果目標

本計画では、障がい児支援の提供体制の整備に関する目標について、令和5年度を最終目標年度として設定しています。

国・県の 指針	○障害児支援の提供体制の整備等 ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置する。 ・令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 ・令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。 ・令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保する。 ・令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
本市の指針	○令和5年度末までに市内に児童発達支援事業所を2ヵ所以上設置します。 ○令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。 ○令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市または圏域に少なくとも1ヵ所以上確保できるよう検討します。 ○令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。



2. 障がい児支援事業の見込量と確保方策

■ 内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を提供します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。
教育と福祉の協議の場の設置	保育所等訪問支援等を実施する際に、事業所と学校現場の連携を図るため、教育現場の職員と福祉現場の職員の相互理解を深め、障がいのある児童への支援を有効的かつ総合的にを行います。
障がい児の相談窓口の設置	障がいのある児童を支援する機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など様々な分野に及ぶため、障がいのある児童（またはその家族）からの相談を総合的な見地から適切な分野につなぐ窓口を設置します。

■見込量

サービス名	単位		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達 支援	延利用者	人日/月	83	127	250	330	330	330
	実利用者	人/月	24	32	43	65	65	65
	事業所数	箇所	1	1	1	3	3	3
医療型児童 発達支援	延利用者	人日/月	66	52	30	30	0	0
	実利用者	人/月	12	11	9	9	0	0
	事業所数	箇所	1	1	1	1	0	0
放課後等 デイサービス	延利用者	人日/月	1,222	1,390	1,700	1,850	1,850	1,850
	実利用者	人/月	84	146	115	130	130	130
	事業所数	箇所	6	6	6	7	7	7
保育所等 訪問支援	延利用者	人日/月	6	0	2	2	2	2
	実利用者	人/月	3	0	2	2	2	2
	事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型 児童発達 支援	延利用者	人日/月	0	0	0	0	0	0
	実利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
	事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0
障害児 相談支援	実利用者	人/月	28	31	35	40	40	40
	事業所数	箇所	5	6	6	7	7	7
教育と福祉の協 議の場の設置	設置の有無		無	無	有	有	有	有
障がい児の相 談窓口の設置	設置の有無		有	有	有	有	有	有
児童発達支援 センターの設置	設置の有無					有	無	有
重症心身 障害児支援	児童発達支援事業所の確保					有	有	有
	放課後等デイサービスの確保					有	有	有
	居宅訪問型児童発達支援事業所の確保					無	有	有
医療的ケア 児等支援	通所・居宅事業所の確保					有	有	有
	コーディネーター の配置	配置 人数	3	3	3	3	3	3

※平成 30・令和元年度は実績、令和 2～5 年度は見込み

■見込量の考え方及び確保のための方策

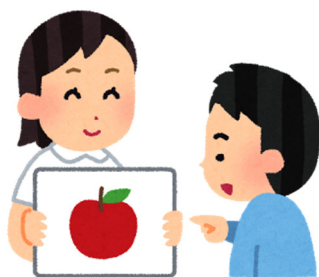
療育の必要な子どもが増加し、子どもの発達に不安を抱える保護者のニーズも高く、今後も利用増が見込まれることから、第1期計画期間中の実績値をもとに、通所支援や相談支援体制の充実により必要量を見込んでいます。

その中で、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、国より総量規制の対象となっているため、市内の支援量（供給量）が利用者のニーズ量を超えないよう、需要と供給のバランスを見定めながら必要量を見込んでいます。

居宅訪問型児童発達支援については平成30年度から新たに創設されたサービスであり、現時点では利用を見込んでいませんが、サービスを必要とする障がいのある児童のニーズの把握に努めながら、サービスの提供体制の整備を検討します。

また、第1期計画期間中において配置した医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターとともに、教育と福祉の協議の場の設置や、障がいのある児童に関する相談窓口を設置し、包括的できめ細かな支援体制の整備・充実に取り組みます。医療的ケアが必要なため、一般の障害児通所施設で支援を受けることが難しい重症心身障害児が、身近な地域で支援を受けられるよう、体制の整った市内にある事業所を中心に、近隣市町と連携しながら支援を行います。

併せて、小野市子ども・子育て支援事業計画をはじめ子育て支援施策と連携し、サービス提供体制の整備や質を充実します。



第5章 計画の推進

1. 推進基盤の整備

(1) 庁内連携の強化

本計画は、障がいのある人の就労支援や地域生活への移行支援等、福祉分野をはじめ、保健・医療、人権、雇用、教育、住宅等多様な分野との連携のもと、総合的に取り組む必要があります。

そのため、計画の推進にあたっては、庁内関係部署と連携し、全庁が一体となって各種施策・事業を推進します。

(2) 地域との連携強化

障がいのある人に対する施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業所、ボランティア・NPO、社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、当事者団体、地域団体等との連携・協働が必要不可欠です。そのため、小野市障害者自立支援協議会等と連携を強化し、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

(3) 県・近隣市町との連携

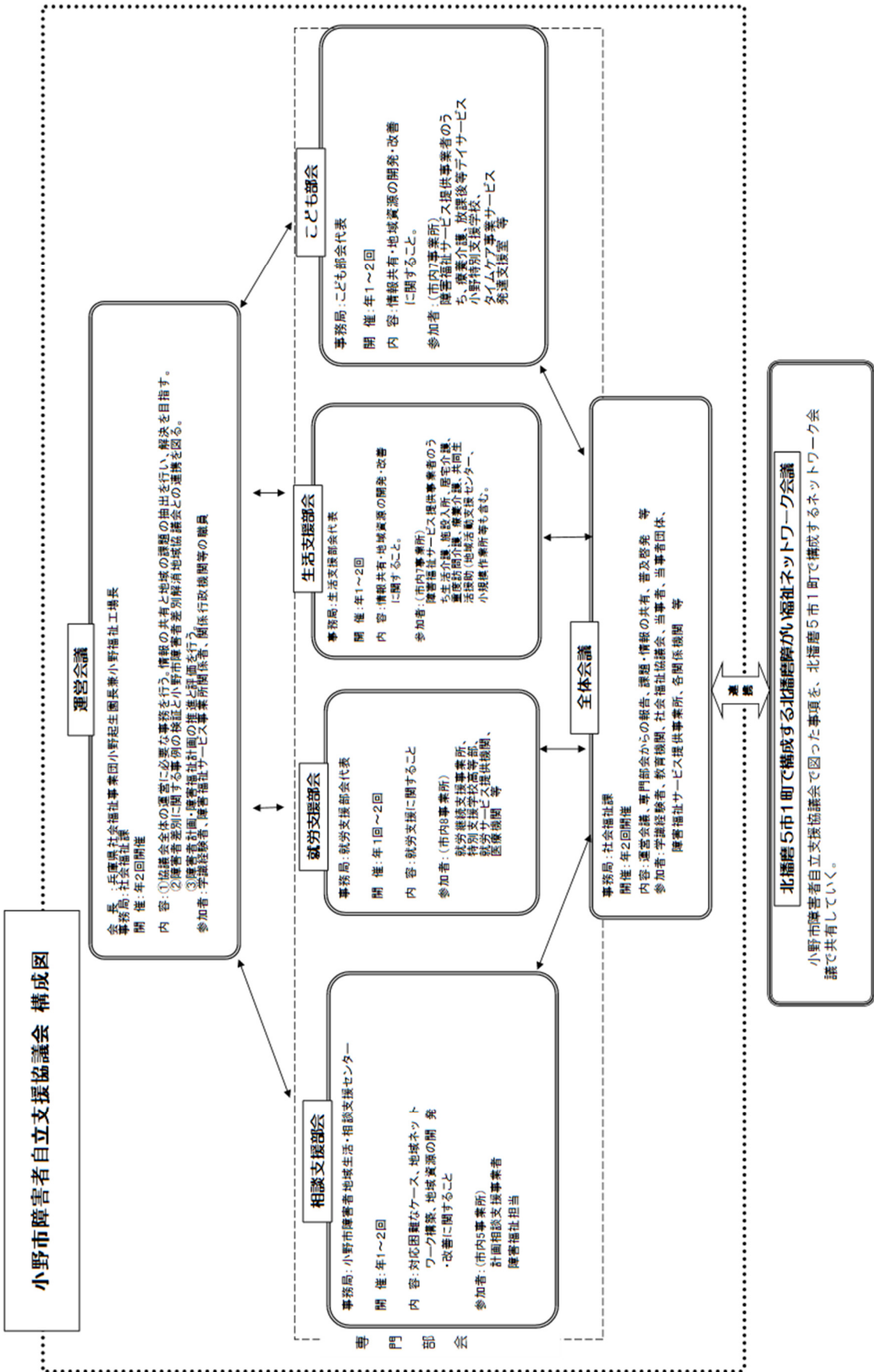
計画の推進にあたっては、サービスの調整や効果的なサービス提供基盤の整備、人材の育成、就労支援等、広域的な調整・対応が必要です。

そのため、近隣市町との連携を図るとともに、障がい福祉サービスに関わる人材の養成や就労機会の拡充等、広域的な課題等についても適切に対応できるよう、兵庫県と連携を図ります。

2. 計画の点検・評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みを改善する（Act）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には、障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と、障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、関係団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする小野市障害者自立支援協議会等を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進していきます。



～ × ㊦ ～



第6章 資料編

1. 小野市障がい福祉計画等策定委員会実施要綱

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく小野市障がい福祉計画（以下「計画」という。）の策定を行うに当たり、小野市障がい者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）計画の策定に係る調査等に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）関係団体の代表者等
- （3）市民から公募する者
- （4）行政関係者
- （5）その他前条の所掌事務を遂行するために必要であると市長が認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

（委員長等）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会の会務を統轄し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（委員以外の出席）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において行う。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

（招集の特例）

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2. 小野市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	団体名	区分
学識経験者	◎光田豊茂	関西学院大学等 非常勤講師 精神保健福祉士	大学教授等
	○北野達郎	一般社団法人 小野市・加東市医師会	医師
	益田 毅	社会福祉法人ゆたか会	北播磨圏域 コーディネーター
関係団体等	大田正美	小野市障害者福祉協会	当事者団体 (身体)
	黒田みちる	小野市ひまわり会	当事者団体 (知的)
	洞井節子	親の会 ぐるぐる	当事者団体 (発達)
	藤原加代子	福祉ボランティア「ステップ」	精神障害者相談員
	横山智也	兵庫県社会福祉事業団 小野起生園・小野福祉工場	入所施設
	森 一人	北播磨障害者就業・生活支援センター	就労支援
	山本健一	医療法人樹光会 大村病院 (小野市障がい者地域生活・相談支援センター)	相談支援
	横山和行	小野市民生児童委員協議会	地域福祉
	安田和男	小野市社会福祉協議会	地域福祉
公募委員	藤本真由	公募委員	地域住民
行政関係	大西克史	加東健康福祉事務所(企画課)	行政(圏域)
	中村栄喜	小野市教育委員会(学校教育課)	行政(教育)
	河嶋貴世	小野市市民福祉部健康増進課	行政

※◎：委員長、○：副委員長

3. 本市の相談窓口及び障がい福祉サービス提供事業所一覧

(1) 相談窓口（令和3年3月時点）

相談日が祝日や年末年始と重なる時は、休ませていただく場合があります。

	相談名	日時	場所	内容	担当課(連絡先)
一般相談	市民・行政	月～金曜日 9:00～17:00	市民サービス課 相談室	生活上の問題・行政に関する相談	市民サービス課 63-1013 FAX63-1047
	法律(要予約)	※		弁護士による法律的な解釈が必要な問題など	
	消費生活	月～金曜日 9:00～17:00	生活環境グループ	商品や契約の苦情に関する問題	生活環境グループ 63-1686・FAX62-9040
	高齢者総合相談	月～金曜日 9:00～17:00	社会福祉協議会	介護・認知症に関する相談など	地域包括支援センター 63-2174・FAX63-5191
	心配ごと相談	火曜日 10:00～12:00	コミセンおの	日々の暮らしの悩み・心配ごと	社会福祉協議会 63-2575・FAX63-5191
	いじめ等相談窓口 (ONO ひまわりほっとライン)	月～金曜日 9:00～17:00	市民安全部ヒューマン ライフグループ	いじめ、虐待、ハラスメント、夫婦関係などの相談	ヒューマンライフグループ 62-4110(ほっとライン専用) FAX63-3690
障がい者相談	障がい者総合相談	月～金曜日 9:00～17:00	社会福祉課相談室	障がい者(児)の日常生活における相談	障がい者地域生活・相談支援センター 63-1000 (内線 840・841) FAX63-1019
	障がい者虐待通報・相談窓口	月～金曜日 9:00～17:00 (虐待通報は夜間、休日 も対応します)	社会福祉課相談室 (障がい者虐待防止センター)	障がい者の虐待など	社会福祉課 63-1011・FAX63-1204 (夜間休日) 63-1000・FAX63-1196
	身体障がい者	奇数月第3日曜	コミセンおおべ	日常生活上での悩みごと	社会福祉課 障がい福祉係 63-1011・FAX63-1204
	知的障がい者	奇数月第3木曜	市役所内会議室		
	精神障がい者	毎月第3金曜			
子ども相談	児童	月～金曜日 9:00～17:00	子育て支援課相談室	家庭環境、子育ての悩み など(養護、虐待など)	子育て支援課 63-1645 FAX63-1990
	笑顔♡子育てカウンセ リング(要予約)	※	市役所内会議室		
	子育て安心ダイヤル	月～金曜日 9:00～17:00	健康増進課	子どもの健康・栄養・発 達に関すること	健康増進課 63-3977 FAX63-1425
	思春期 ホットダイヤル			体のこと・性のこと	
	不登校相談	月～金曜日 13:30～16:30	適応教室みらい (小野市広渡町 65)	不登校に関して、電話 と面接相談で応じます	適応教室 63-4175(FAX 兼)
	子育て相談	月～土曜日 9:00～16:00	来住保育所(小野市地 域子育て支援センター)	乳幼児の子育ての悩み など	来住保育所 62-8428(FAX 兼)
	ひとり親家庭相談 (要予約)	月～金曜日 9:00～17:00	子育て支援課相談室	生活上の悩みなどの母子・父 子家庭の自立に向けた相談	子育て支援課 63-1645・FAX63-1990

※については、時期によって日時が異なるため、担当課にご確認ください。

(2) 障がい福祉サービス提供事業所（令和3年3月時点）

※順不同

法人名	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号	提供サービス
医療法人樹光会	小野市障がい者 地域生活・相談支援 センター	675-1380 小野市中島町 531	63-1000	63-1019	計画相談支援、 障害児相談支援
社会福祉法人 日の出福祉会	ふたばの里計画相談 支援センター	675-1328 小野市二葉町 80-123	70-0203	70-0220	計画相談支援、 障害児相談支援
一般社団法人 エイビーエス	就労支援事業所宿花	675-1331 小野市神明町字 西畑 235-3 小野神鉄ビル 1 階	62-1115	62-1116	就労継続支援 (A型、B型)
社会福祉法人 栄宏福祉会	ワークセンターすみれ	675-1363 小野市古川町字 辻の内 26-1	62-8802	62-8805	就労継続支援 (A型、B型)
ナチハマ商事株式会社	ハイカ	675-1335 小野市片山町 1033-5	70-9025	70-9004	就労継続支援 (A型、B型)
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	多機能型事業所 小野福祉工場	675-1355 小野市新部町 1丁通 1320	66-6561	66-6562	就労継続支援 (A型、B型)
	障害者支援施設 小野起生園		66-6121	66-6158	短期入所、共同生 活援助、計画相談 支援、障害児相談 支援、生活介護、施 設入所支援
社会福祉法人 小野市社会福祉協議会	ヘルパーステーション	675-1378 小野市王子町 801	63-2575	62-0032	居宅介護、重度訪 問介護、同行援護
	相談支援センター				計画相談支援、 障害児相談支援
特定非営利活動法人 はじまりの一步	どり〜む小野	675-1316 小野市天神町 664-1	88-8906	88-8908	就労継続支援 (B型)
特定非営利活動法人 Cielo	stella	675-1377 小野市葉多町 328-1	60-2692	60-2692	就労継続支援 (B型)
特定非営利活動法人 レムナント・残りの宝	ハレルヤファーム	675-1311 小野市万勝寺町 799	67-1193	67-1193	就労継続支援 (B型)
有限会社ふえろう村塾	ふえろう村	675-1305 小野市脇本町 399	090-1441- 4369	67-0904	就労継続支援 (B型)
一般社団法人ひだまり	ひだまり	675-1335 小野市片山町 1082-1	88-8211	88-8224	就労継続支援 (B型)
	はぐくみ				計画相談支援、 障害児相談支援

法人名	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号	提供サービス
小野市	市立ひまわり園	675-1353 小野市河合中町 82-7	66-5181	66-5182	生活介護、就労継続支援（B型）、計画相談支援
アイエヌジー株式会社	こどもプラス小野	675-1378 小野市王子町 914-102	70-7911	70-7922	放課後等 デイサービス
有限会社七宝	フォーリーフ	675-1334 小野市大島町 570-4	63-8299	63-8299	放課後等 デイサービス
	フォーリーフノース	675-1365 小野市広渡町 433	73-8765	73-8765	放課後等 デイサービス
	フォーリーフイースト	675-1321 小野市山田町 1354	70-7234	70-7234	放課後等 デイサービス
医療法人栄宏会	放課後等デイサービス りあんず	675-1316 小野市天神町 字 北堂ノ上 1004-1	62-5801	62-5802	放課後等 デイサービス
神戸電鉄株式会社	ひまわりクラブ	675-1331 小野市神明町 235-3	69-0431	69-0431	タイムケア
特定非営利活動法人 こすもす	ホームヘルプサービス センターあんず	675-1365 小野市広渡町 589-2	63-8911	62-2515	居宅介護、 重度訪問介護
	コスモスの里				生活介護
特定非営利活動法人 ベンチマークぶらす	ぶらす	675-1325 小野市檜山町 386	60-2766	60-2766	生活介護、就労継続支援（B型）、計画相談支援、日中一時、地域活動支援センター
一般社団法人るふれ	るふれ	675-1371 小野市黒川町 1722-1	70-7880	70-7886	生活介護、日中一時、計画相談支援、障害児相談支援
独立行政法人国立病院機構 兵庫あおの病院	兵庫あおの病院	675-1327 小野市市場町 926-453	62-5533	62-5757	短期入所、療養介護、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型障害児入所支援、日中一時
北播磨こども発達支援 センター事務組合	わかあゆ園	679-0212 加東市下滝野 1283-1	(0795) 48-3074	(0795) 48-0671	医療型児童発達支援センター、保育所等訪問支援、障害児相談支援

**第 6 期小野市障がい福祉計画
第 2 期小野市障がい児福祉計画**

【発行年月】令和 3 年 3 月

【発行・編集】小野市市民福祉部社会福祉課

〒675-1380 兵庫県小野市中島町 531

TEL : 0794-63-1011 FAX : 0794-63-1204